

就学支援金制度（高等課程）

1. 目的 私立学校等（私立高等学校、私立専修学校高等課程）の生徒に対して、公立高等学校授業料相当額（低所得世帯に対しては増額）を助成することにより、教育費負担の軽減を図る。
2. 受給資格 就学支援金は、私立高等学校等に在学する生徒で、日本国内に住所を有する者に対して支給される。ただし、次の者については、支給しない。
- ① 高等学校等（修業年限が3年未満のものを除く）を卒業し又は終了した者
 - ② 私立高等学校等に在学した期間が通算して36月（定時制・通信制は48月）を超える者
- ※宮崎県においては、私立高等学校等に在学した期間が通算して36月（定時制・通信制は48月）を超える者（いわゆる「留年者」）に対して、12月を限度に就学支援金相当額を支給する。

3. 就学支援金の額

就学支援金の額は、次の一律額及び加算額の合計額（生徒が負担すべき授業料がこれに達しない場合は、生徒が負担すべき授業料の額を限度）とする。

- ① 一律額 月額 9,900円（年額 118,800円）
- ② 加算額

加算額	市町村民税所得割額（保護者の合算額）
1.5倍加算 (加算月額 4,950円)	市町村民税所得割額 18,900円に、①、②の合計を加えた額未満 ① 16歳未満の扶養親族×21,300円 ② 16歳以上 19歳未満の扶養親族×11,100円 ※扶養親族の年齢は、前年の12月末時点 ※新入生が主に対象となる4～6月分については、前々年の12月末時点
2倍加算 (加算月額 9,900円)	非課税

※加算については、毎年6月に届出が必要

4. 就学支援金の支給

- ① 就学支援金は、最大36月（定時制・通信制は48月）支給する。
- ② 就学支援金は、その初日において受給資格認定に係る私立高等学校等に在学する月について、月を単位として支給する。
- ③ 就学支援金の支給は、受給権者が受給資格認定申請をした日の属する月から始まり、受給事由が消滅した日の属する月で終わる。

5. 支給方法

私立高等学校等が生徒・保護者に代わって受領します。
※受領した就学支援金は、年度末に精算致します。